



# 大津市公報

令和7年10月15日  
号外(第53号)

発行所 大津市役所  
発行人 大津市  
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

## 目次

### ○ 規則

- 82 大津市ふれあいセンターの管理運営に関する規則を廃止する規則 ..... 1  
 83 大津市立児童クラブの管理運営に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1  
 84 大津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 ..... 3

### ○ 教育委員会規則

- 8 大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 3

## 規則

大津市ふれあいセンターの管理運営に関する規則を廃止する規則を公布する。

令和7年10月15日

大津市長 佐藤健司

### 大津市規則第82号

大津市ふれあいセンターの管理運営に関する規則を廃止する規則

大津市ふれあいセンターの管理運営に関する規則(平成24年規則第39号)は、廃止する。

### 附則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

-----  
大津市立児童クラブの管理運営に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年10月15日

大津市長 佐藤健司

### 大津市規則第83号

大津市立児童クラブの管理運営に関する規則の一部を改正する規則

大津市立児童クラブの管理運営に関する規則(平成12年規則第134号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条を削る。

第8条第1項中「第10条第1項及び第11条」を「第9条第1項及び第10条」に、「第13条」を「第12条」に、「実費」を「経費」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第6条とする。

2 条例第9条第2項の保育料は、次の各号に掲げる長期休業期間保育の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日(その日が休日等に当たるときは、その直後の休日等でない日)までに納付しなければならない。

- (1) 学年始め及び学年末における小学校等の休業日において行う長期休業期間保育 3月末日
- (2) 夏季における小学校等の休業日において行う長期休業期間保育 7月末日
- (3) 冬季における小学校等の休業日において行う長期休業期間保育 1月4日

第9条の見出しを「(保育料及び間食費の減免の申請等)」に改め、同条第1項中「第12条」を「第11条又は第13条」に、「登録料又は保育料」を「保育料又は間食費」に、「様式第11号」を「様式第10号」に改め、同条第2項中「様式第12号」を「様式第11号」に改め、同条第3項中「保育料」の次に「又は間食費」を加え、同条第4項中「登録料若しくは保育料」を「保育料若しくは間食費」に改め、同条を第7条とする。

第7条の次に次の2条を加える。

(間食費の額)

**第8条** 条例第12条第2項の規則で定める額は、間食等の提供を受ける児童1人当たり、1月につき3,500円とする。

(間食費の減免)

**第9条** 条例第13条の規定による間食費の減額又は免除については、次の各号に掲げる間食費の減額又は免除を受ける者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 条例第11条第1項第1号に掲げる者に該当する保護者 間食費の2分の1に相当する額の減額
- (2) 負傷又は疾病のため月の全日数にわたって欠席した児童の保護者 当該月分の免除

(3) 災害による被害を受けた保護者及び前号に掲げるもののほか特別の事情がある保護者 市長が必要と認める額の減額又は免除

第10条及び様式第10号を削る。

様式第11号中「(第9条関係)」を「(第7条関係)」に、「第9条第1項」を「第7条第1項」に、

「

登録料及び保育料の免除  保育料の減額

を

」

「

保育料の免除  保育料の減額  
 間食費の免除  間食費の減額

に、

」

「

免除	<input type="checkbox"/> (1) 生活保護法による保護を受けているため <input type="checkbox"/> (2) 前年度分の市民税(年中の所得に基づくものをいう。)が非課税であるため <input type="checkbox"/> (3) 負傷又は疾病のため全月にわたって児童クラブを欠席したため (欠席期間 年 月 日から 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> (4) 災害その他特別の事情があるため ( )

を

減額	<input type="checkbox"/> (5) ひとり親家庭等であるため <input type="checkbox"/> (6) 兄弟姉妹が同じ児童クラブに通所しているため

」

「

保育料	<input type="checkbox"/> (1) 生活保護法による保護を受けているため <input type="checkbox"/> (2) 前年度分の市民税(年中の所得に基づくものをいう。)が非課税であるため <input type="checkbox"/> (3) 負傷又は疾病のため月の全日数にわたって児童クラブを欠席したため (欠席期間 年 月 日から 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> (4) 災害その他特別の事情があるため ( )

に、

間食費	<input type="checkbox"/> (5) ひとり親家庭等であるため <input type="checkbox"/> (6) 兄弟姉妹が同じ児童クラブに通所しているため

間食費	<input type="checkbox"/> (7) 負傷又は疾病のため月の全日数にわたって児童クラブを欠席したため (欠席期間 年 月 日から 年 月 日まで) <input type="checkbox"/> (8) 災害その他特別の事情があるため ( )

」

「(1)、(2)、(4)又は(5)」を「(1)、(2)、(4)、(5)又は(7)から(10)まで」に改め、同様式を様式第10号とする。

様式第12号中「(第9条関係)」を「(第7条関係)」に、「保育料の」を「保育料等の」に、「1 この決定は、期間内のみ有効です。期間満了後に更新が必要な方は、再度申請が必要です。」を「(この決定の有効期間)」

1 この決定は、期間内のみ有効です。期間満了後に更新が必要な方は、再度申請が必要です。に改め、同(この決定に保育料を減額又は免除する処分が含まれる場合における教示)」

様式を様式第11号とする。

#### 附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

大津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年10月15日

大津市長 佐藤健司

#### 大津市規則第84号

大津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大津市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和49年規則第39号)の一部を次のように改正する。

第18条を第22条とし、同条の前に次の1章及び章名を加える。

#### 第5章 大津市災害弔慰金等支給審査委員会

(委員会の組織等)

**第18条** 大津市災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。(会議)

**第19条** 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

**第20条** 委員会の庶務は、健康福祉部福祉政策課において処理する。

(その他)

**第21条** この章に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

#### 第6章 雜則

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 教育委員会規則

大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年10月15日

大津市教育委員会  
教育長 島崎輝久

#### 大津市教育委員会規則第8号

大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

大津市義務教育等教員特別手当に関する規則(平成4年教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

「	円 2,100	円 2,450
	2,200	2,550
	2,250	2,600
	2,450	2,700
	2,550	2,750

別表第1中

2,600
2,700
2,750
2,850
2,950
3,000
3,050
3,150
3,200
3,300
3,400
3,450
3,500
3,550
3,600
3,650
3,700
3,750
3,750

を

2,850
2,950
3,000
3,050
3,150
3,200
3,300
3,400
3,450
3,500
3,550
3,600
3,650
3,700
3,750
3,750

に改める。」

## 附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の大津市義務教育等教員特別手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、令和7年4月1日から適用する。  
(義務教育等教員特別手当の内払)
- 改正後の規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の大津市義務教育等教員特別手当に関する規則の規定に基づいて支給された義務教育等教員特別手当は、改正後の規則の規定による義務教育等教員特別手当の内払とみなす。